

平成24年第5回(12月)川南町議会定例会会期表[8日間]

目 次	月 日	曜	摘 要
第 1 日	12月6日	木	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	12月7日	金	議案熟読
第 3 日	12月8日	土	休会
第 4 日	12月9日	日	休会
第 5 日	12月10日	月	本会議(一般質問:7人)
第 6 日	12月11日	火	本会議(議案質疑・委員会付託)委員会
第 7 日	12月12日	水	委員会
第 8 日	12月13日	木	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (12月6日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	4
報告第9号・報告・質疑	4
報告第10号・提案理由説明・質疑・採択	4
議案上程・提案理由説明(議案第44号～45号)	5
議案上程・提案理由説明(議案第46号～47号)	6
議案上程・提案理由説明(議案第48号)	7
議案上程・提案理由説明(議案第49号～51号)	8
議案上程・提案理由説明(議案第52号～53号)	9
議案上程・提案理由説明(議案第54号～55号)	10
議案上程・提案理由説明(同意第3号)	12
請願第3号・説明・委員会付託	12
閉 会	13

第2号 (12月10日)

本日の会議に付した事件	14
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	15
開 会	16
一般質問	16
1 米 山 知 子	16
2 稲 田 繁	27
3 竹 本 修	36
4 河 野 幸 夫	46
5 川 上 昇	52
6 内 藤 逸 子	64
7 児 玉 助 壽	75
閉 会	87

第3号 (12月11日)

本日の会議に付した事件	88
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	89
開　　会	90
議案質疑・委員会付託(議案第44号～第45号)	90
議案質疑・委員会付託(議案第46号～第48号)	91
議案質疑・委員会付託(議案第49号～第51号)	96
議案質疑・委員会付託(議案第52号)	97
議案質疑・委員会付託(議案第53号)	99
同意第3号(教育委員会委員)	108
閉　　会	109

第4号 (12月13日)

本日の会議に付した事件	110
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	111
開　　会	112
委員長報告・討論・採決(議案第44号～第45号)	112
委員長報告・討論・採決(議案第46号～第48号)	113
委員長報告・討論・採決(議案第49号～第51号)	116
委員長報告・討論・採決(議案第52号)	117
委員長報告・討論・採決(議案第53号)	119
委員長報告・討論・採決(議案第54号～第55号)	120
委員長報告・討論・採決(請願第3号)	122
発議第6号～7号説明・討論・採択	123
議員派遣の件について	124
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	124
閉　　会	125

川南町告示第110号

平成24年第5回(12月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月3日

川南町長 日 高 昭 彦

1 期日 平成24年12月6日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番 中 津 克 司 君	2番 河 野 幸 夫 君
3番 濱 本 義 則 君	4番 川 上 昇 君
5番 林 光 政 君	6番 川 越 忠 明 君
7番 内 藤 逸 子 君	8番 児 玉 助 壽 君
9番 米 山 知 子 君	10番 稲 田 榮 君
11番 德 弘 美 津 子 君	12番 竹 本 修 君
13番 山 下 壽 君	

○ 不応招議員(なし)

平成24年第5回(12月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成24年12月6日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

平成24年12月6日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について (徳弘 美津子・竹本 修) |
| 日程第4 | 報告第 9号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償額の決定) |
| 日程第5 | 報告第 10号 専決処分の承認を求めるについて
(平成24年度川南町一般会計補正予算(第3号)) |
| 日程第6 | 議案第 44号 川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例を定めるについて |
| 日程第7 | 議案第 45号 川南町下水道条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 46号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第 47号 川南町都市公園条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 48号 川南町東地区運動公園条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 49号 川南町敬老祝金支給条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 50号 町道路線の廃止について |
| 日程第13 | 議案第 51号 町道路線の認定について |
| 日程第14 | 議案第 52号 財産(土地、建物及び付帯設備並びに備品等)の無償貸付及び無
償譲渡について |
| 日程第15 | 議案第 53号 宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第 54号 平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第17 | 議案第 55号 平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 同意第 3号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 請願第 3号 通浜児童館並びに地区住民の避難路整備に関する請願書 |

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 稲田 榮 君
11番 德弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友 好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 嶽 君

午前9時00分開議

○議長（山下　壽君）　おはようございます。

ただ今から平成24年、第5回川南町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から13日までの8日間にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、会期は、本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、徳弘美津子君及び竹本修君を指名します。

日程第4 報告第9号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を議題とします。

朗読は省略します。本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高　昭彦君）　報告第9号は、町が消防操法大会開催のため、川南町社会福祉協議会から借り受けたテント2張を大会前日に設置していたところ、突風によりテントが飛ばされ破損しました。

町が川南町社会福祉協議会に代替品のテント2張を納めることの和解について、「地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定について（平成2年議員発議第1号）」の定めにより専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（山下　壽君）　ただいまの報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」という声あり]

質疑なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第5 報告第10号「専決処分の承認を求めるについて（平成24年度川南町一般会計補正予算（第3号））」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 報告第10号は、平成24年12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費について、議会を招集する時間的余裕がなく、平成24年11月16日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成24年度一般会計補正予算(第3号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから、報告第10号「専決処分の承認を求めるについて(平成24年度川南町一般会計補正予算(第3号))」の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第10号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、報告第10号「専決処分の承認を求めるについて(平成24年度川南町一般会計補正予算(第3号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第44号「川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を定めるについて」

日程第7 議案第45号「川南町下水道条例の一部改正について」以上、2議案を一括議題とします。朗読は省略します。本、2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第44号及び議案第45号につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案第44号及び第45号は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」が公布施行された事に伴い、条例の整備をおこなうものでございます。

議案第44号は、水道法の一部改正にともない、同法第12条第1項の規定による水道施設布設工事監督者の配置基準、同条第2項の規定による 監督業務の技術者の資格基準及び同法第19条第3項の規定による水道技術管理者の資格基準について、それぞれの自治体で定めることとされたため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第45号は、同じく下水道法の一部改正にともない、同法第7条第2項の規定による公共下水道の構造の技術上の基準及び同法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理に関する基準について、それぞれの自治体で定めることとされたため、川南町下水道条例の一部を改正するものでございます。以上2議案、詳細につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願ひいたします。

○議長（山下　壽君）　補足説明があればこれを許します。

○上下水道課長（新倉　好雄君）　議案第44号及び議案第45号につきまして、その補足説明を申し上げます。

国第2次一括法につきましては、各地方公共団体の置かれた状況に応じて、条例の制定、改正ができるものと位置付けてあります。

川南町上水道事業、下水道事業におきましても、従前の国が定めていた基準を参照し、それぞれ提案させていただきました。

始めに、議案第44号について、御説明します。この条例は、水道事業における水道の布設工事の監督業務を行う者及び水道技術管理者に関し必要な事項を定めています。第2条につきましては、布設工事監督者を配置する必要のある工事を位置づけています。内容としましては、水道施設の新設の他、1日の最大給水量、水源の種別、取水地点、浄水方法の変更に係る工事、ろ過池、浄水池などの浄水場に係る設備などの新設、増設又は大規模の改造に係る工事を配置基準としています。第3条につきましては、布設工事監督者の資格を定めています。布設工事監督者とは、前条で定めた工事の監督者であります。条文につきましては、従前の法令を参照しています。第4条につきましては、水道技術管理者の資格を定めています。水道技術管理者とは、水道の管理について技術上の業務を担当、監督するため、一名以上の配置が、水道法第19条により義務付けられています。条文につきましては、従前の法令を参照しています。

次に議案第45号について、ご説明します。

この条例改正につきましては、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を追加しています。第3条の2につきましては、下水道法 第7条第2項に基づき、政令に定めている基準を参照し、川南町における公共下水道の構造の技術上の基準等について記述しています。第3条の4につきましては、下水道法第21条第2項に基づき、政令に定めている基準を参照し、川南町における終末処理場の維持管理に関する基準について記述しています。第5条、第17条につきましては、別表番号が変更となった為の、改正でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（山下　壽君）　以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第8　議案第46号　「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第9　議案第47号　「川南町都市公園条例の一部改正について」

日程第10 議案第48号 「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本、3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第46号から議案第48号につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案第46号は、高森近隣公園、屋根付多目的運動場、東地区運動公園スポーツ合宿所が新たに施設整備されることに伴いまして、それぞれの施設等に使用料を設定し、料金を頂くため、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第47号は、高森近隣公園、屋根付多目的運動場が新たに整備されることに伴いまして、これらの施設を条例に追記するため、川南町都市公園条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第48号は、川南町東地区運動公園に、新たに使用料が発生する施設としまして、東地区運動公園スポーツ合宿所及びこれに附属する施設を条例に追記するため、川南町東地区運動公園条例の一部を改正するものでございます。

以上3議案、詳細につきましては生涯学習課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（山下 壽君） 補足説明があればこれを許します。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 議案第46号から議案第48号までにつきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第46号は、川南町使用料及び手数料徴収条例の別表第9の9（第2条関係）「有料公園施設を使用する場合」に高森近隣公園を追記し、料金を同等と考えられる陸上競技場と同じとするものでございます。

別表第9の14（第2条関係）には、屋根付多目的運動場使用料、附属施設（ブルペン）、附属設備（ピッティングマシーン）をそれぞれ追記するものです。屋根付多目的運動場の広さは、38.0m×38.0mであり、半面でも使えるようネットカーテンで仕切れるようになっております。野球やソフトボールはもちろん、フットサルやテニスコート（2面）が出来るようラインが設置しております。ブルペンは、3人同時に投げられるようになっており、ピッティングマシーンについては、1台設置することとしています。

これらの料金につきましては、西都市や高鍋町の施設使用料金を参考に設定しております。そのほか、別表第9の15（第2条関係）には、東地区運動公園スポーツ合宿所も追記し、「宿泊」と「宿泊を伴わない場合」の使用料金をそれぞれ設定しております。宿泊は午後1時より翌日正午までの貸出とし、宿泊を伴わない場合は午前と午後の貸出しとしております。5人以上の利用に限定し、利用者には利用者名簿を提出していただくようにしております。

次に議案第47号は、川南町都市公園条例の第1条と第2条にそれぞれ目的に関する規程

が記載されていましたので、これを第1条に整理し、第2条に川南町都市公園として新たに整備されます高森近隣公園を追記するものでございます。また、第9条の「公園施設のうち有料で使用させるもの」として、第6号の「屋根付多目的運動場及び付属施設」及び第7号の「高森近隣公園」を追記するものでございます。

次に議案第48号は、川南町東地区運動公園条例の第1条と第2条にそれぞれ目的に関する規程が記載されていましたので、これを第1条に整理し、東地区運動公園内に新たに整備されますスポーツ合宿所を利用される方を対象に使用料を徴収するため、第8条に第3号「東地区運動公園スポーツ合宿所及びこれに附属する施設を使用する者」を追記するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（山下　壽君）　以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第11　議案第49号　「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」を議題とします。朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高　昭彦君）　議案第49号につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。議案第49号は、行政改革の一環として敬老祝金の支給を一部縮小するため、その支給対象年齢である88歳を削除し、今後も支給の対象とする80歳と100歳の支給基準日を「敬老の日」とする条例改正でございます。詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（山下　壽君）　補足説明があればこれを許します。

○健康福祉課長（佐藤　弘君）　議案第49号につきまして、その補足説明を申し上げます。近年高齢者率の上昇に伴い、介護保険や後期高齢者及び国民健康保険等に係る扶助費もそれに並行し増加の傾向にあり、今後も同様に推移することが予想され、本町の一般会計予算への負担も増幅してきています。財源確保を目的とした事務事業改善の観点から今回、敬老祝金につきましても行財政改革の一環としての検討を行い、また推進委員会の答申等も参考にさせていただき、将来に負担を増幅させないための施策として今回のご提案をさせていただきました。内容につきましては、条例中現在80歳、88歳、100歳計3回支給していたものを、80歳、100歳の2回に削減し、同額の支給を行うものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（山下　壽君）　以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第12　議案第50号　「町道路線の廃止について」

日程第13　議案第51号　「町道路線の認定について」　以上、2議案を一括議題とします

朗読は省略します。　本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高　昭彦君）　議案第50号及び議案第51号につきまして、その提案理由の御説

明を申し上げます。

議案第 50 号は、東九州自動車道建設に伴う町道付替で、須田久保・大内線外 1 路線の終点の字名が変わり路線の目的が変わるため、町道路線から廃止するもので、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第 51 号は、議案第 50 号で一度廃止した 2 路線の終点の字名を変更し、再度町道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山下 壽君）　日程第 14　議案第 52 号「財産（土地、建物及び付帯設備並びに備品等）の無償貸付及び無償譲渡について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君）　議案第 52 号につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 52 号は、川南町立野田原保育所の施設の管理運営を平成 25 年 4 月 1 日から社会福祉法人石井記念友愛社理事長児嶋草次郎に委譲することに伴い、土地、建物及び付帯設備については無償貸付、備品等については無償で譲渡するものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（山下 壽君）　補足説明があればこれを許します。

○総務課長（諸橋 司君）　議案第 52 号につきまして、その補足説明を申し上げます。

無償で貸付ける財産のうち土地については、川南町大字川南 14389 番地 31 の外 2 筆の宅地で面積が 2,852.75 m²、建物及び付帯設備は、昭和 50 年度に建設しました軽量鉄骨長尺鉄板葺平屋建 553.8 m²、プール及び周囲フェンス等でございます。

無償で譲渡する備品等は、事務関連備品（事務机、椅子、コピー機等）、給食関連備品（冷蔵庫、冷凍庫、ガス炊飯器等）、保育関連備品（カラーテレビ、教育用オルガン等）、施設付帯備品（天井扇風機、エアコン、洗濯機等）、什器一式でございます。

以上で補足説明を終わります

○議長（山下 壽君）　以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第 15　議案第 53 号　「宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君）　議案第 53 号につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 53 号は、小林市が平成 25 年 3 月 31 日をもって交通災害共済 事業を廃止するこ

ととなり、宮崎県市町村総合事務組合規約の変更を行う　必要が生じましたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願ひいたします。

○議長（山下　壽君）　以上で提案理由の説明を終わります。

日程第16　議案第54号　「平成24年度川南町一般会計補正予算（第4号）」

日程第17　議案第55号　「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本、二議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高　昭彦君）　議案第54号及び議案第55号につきまして、その提案理由の御説明を　申し上げます。

議案第54号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,176万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9,986万9,000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明申し上げます。まず、歳入でありますが、地方交付税は、1億2,920万8,000円、分担金及び負担金は、県営土地改良事業分担金139万8,000円、保育所保護者負担金210万8,000円を計上しました。国庫支出金は、障害福祉サービス費504万2,000円、保育所運営費負担金772万4,000円、県支出金は、まちづくり交付金事業600万円、福祉医療システム導入補助金399万、種子島周辺漁業対策事業364万円、財産収入は、土地売払収入3,135万7,000円の計上、川南町復興対策基金繰入金3,500万円の減額が主なものでございます。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は1億5,584万7,000円の計上で、町債管理基金積立金7,718万8,000円、公共施設等整備基金積立金5,794万5,000円、高森近隣公園整備工事1,200万円が主なものでございます。

民生費は、3,949万1000円の計上で、障害福祉サービス費1,098万5,000円、私立保育園等委託料1,754万8,000円が主なものでございます。

農林水産業費は、2,625万1,000円の減額で、川南町優良家畜導入事業補助金3,500万円の減額、種子島周辺漁業対策事業364万円の計上が主なものでございます。

消防費は、167万円の計上で、消防団退職功労金でございます。

第2表債務負担行為は、学校給食共同調理場給食調理業務等委託で、平成25年度から平成28年度までの限度額を設定するものでございます。

次に議案第55号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,074万8,000円を追加し、予算の総額を12億6,645万9,000円とするものです。主なものとしましては、歳入において保険料1,060万円、県支出金808万6,000円、基金繰入金3,205万円を計上し、歳出において保険給付費4,265万円、基金積立金808万6,000円を計上するものです。

以上2議案、詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審

議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（山下 壽君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（諸橋 司君） 議案第 54 号総務課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。16～17 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目 19 節 負担金補助及び交付金 10 万円は、高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金でございます。23 節 償還金利子及び割引料は、800 万円を計上しました。9 款 1 項 1 目 8 節 報償費 167 万円は、消防団員 9 名分の退職功労金でございます。以上で、総務課関係の補足説明を終わります。

○総合政策課長（永友 尚登君） 議案第 54 号総合政策課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。16～17 ページをお願いします。

2 款 1 項 6 目企画費 15 節工事請負費 1200 万円は、まちづくり交付金事業（4／10）高森近隣公園整備工事であります。フィールド内が既存の床土では芝生の成長に影響があるということが判明し、厚さ 10 センチの客土を面積 16,700 平方メートルに敷き詰める工事を行うものであります。

以上で、総合政策課関係の補足説明を終ります。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 議案第 54 号健康福祉課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。16～17 ページからお願ひします。

民生費の主なものは 3 款 1 項 5 目障害福祉費・障害福祉サービス費・扶助費 1,098 万 5,000 円、これは新規利用者の見込み増、独立医療法人国立病院機構宮崎病院入所者体制変更による報酬単価変更等による増額です。

18～19 ページをお願いします。同様に障害福祉費・自立支援医療費 240 万 3,000 円・補装具費 256 万 3,000 円・障害児施設給付費 115 万 6,000 円の扶助費につきましても、利用者が当初見込みより増加しているため、今後の不足分を見込んで増額計上しています。下段 3 款 2 項 2 目児童措置費 13 節委託料 1,754 万 8,000 円は、町内外への私立保育所入所者の見込み増に伴う増額でございます。4 目母子福祉費・委託料 399 万円は、平成 25 年度当初より権限移譲等で必要となる、福祉医療システム導入委託料でございます。

以上で健康福祉課関係の補足説明を終ります。

○農林水産課長（押川 義光君） 議案第 54 号農林水産課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。20、21 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 6 目畜産業費 19 節負担金補助及び交付金 3,500 万円の減額は、優良家畜導入事業に関し畜産再開未農家及び段階的家畜導入農家が多く、導入・保留牛頭数が落ち着いてきたため減額するものです。

22、23 ページをお願いいたします。2 項 2 目林業振興費 19 節負担金補助及び交付金 407 万 9,000 円は、国有林の分収林契約に基づき契約相手方に支払いを行うためのものです。

3 項 1 目水産業振興費 19 節負担金補助及び交付金 364 万円は、種子島周辺漁業対策事業を活用し、漁協が漁具倉庫の屋根補修工事を行う事業に対し補助するものです。

以上で、農林水産課関係の補足説明を終ります。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 議案第55号につきまして、その補足説明を申し上げます。

7～8ページをお願いします。歳入においては保険料改定及び徴収実績等による保険料計1,060万円、交付額確定による県の財政安定化基金支出金808万6,000円及び基金繰入金3,205万円を計上しました。

9～10ページをお願いします。歳出においては利用増により今後不足が見込まれる保険給付費・居宅介護サービス給付費に4,665万円、居宅介護サービス計画給付費に600万円を計上、また介護保険準備積立基金積立金として808万6,000円を計上いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第18 同意第3号 「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

同意第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、教育委員会委員として富山美津子氏を任命したく御提案するものでございます。

富山氏は、川南町水穂の出身で、児童館PTA会長をはじめとして、通山小学校PTA会長、児湯郡PTA連絡協議会会长、宮崎県PTA連合会副会長など、永年にわたり数々の教育に関連する役職を御経験されており、委員として保護者の立場からの貴重な御意見等を御提案していただけるものと思います。

人格、職見ともに優れており、教育委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山下 壽君） 日程第19 請願第3号 「通浜児童館並びに地区住民の避難路整備に関する請願書」を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（吉田 一二六君） 通浜児童館並びに地区住民の避難路整備に関する請願書

平成24年11月29日

紹介議員 児玉助壽 川越忠明 林 光政

通浜に設置されています通浜児童館は、周囲をJRの路線と道路の法面にあたる高い壁で囲まれた場所に位置し、館への出入り口が1箇所であるため、周囲での火災、不審者の侵入、地震、津波等の災害から非難する通路が塞がれることが危惧されています。

特に、地震、津波に関しては、川南漁港と外海の境界線上にあることから甚大なる被害が懸念されます。

また、目と鼻の先にある町指定の避難路は、区域内で一番交通量の多い地区住民の生活主

要道路であり、あわせて県の緊急輸送路に指定されているにもかかわらず、JRを跨ぐえびす橋が昭和44年7月に架設されているため、耐震設計がなされておらず、大規模地震の際に崩壊し道路が分断されることが危惧されます。

このようなことから、通浜児童館児童並びに地区住民が、「安心して利用できる」、「安全な避難路」を早急に整備して頂きたく請願するものです。

請願者

代表 18分館長 大橋 國也 川南町大字川南 17535-2

川南町漁業協同組合長 溝口 吉治

通浜児童館保護者代表 俵 博子

○議長（山下 壽君） ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員（児玉 助壽紹介議員） 通浜児童館の南側に隣接する町指定避難路のJRを跨ぐえびす橋を拠点に昭和44年に架設、建設された耐震設計がなされていない町道通浜海岸線は、漁港整備に係る大型車両の従来で40年以上酷使され、えびす橋のコンクリートはもとよりブロック積擁壁等道路全体に疲労が蓄積し、大規模地震の際には崩壊するのではと危惧されています。

この道路は、町民はじめ議員の皆様も周知の通り、北側はJRの保安フェンスに南側は急傾斜の雑木林に高台への緊急避難路を妨げられています。この事から児童館の児童や周辺住民の唯一の緊急避難路となっています。又、小中学校や放課後児童クラブに通う地区内外の町の将来を担う子供達の通学路になっていると共に地区住民の生活を支える水産物を消費地に搬出し、生活物資を搬入する生活物流道路の役目を担い、災害復旧復興を担う道路でもあります。

このような理由を持って地区住民の皆様が安心して利用できる道路、安全な避難路を早急に整備して頂きたいがために請願なされたものであります。議員皆様の御審議、御賛同よろしくお願いし補足説明終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で説明を終わります。本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、総務常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午前10時30分散会